

## 第6章 計画の達成に向けて

## 第6章 計画の達成に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画の基本理念「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現に向け、行政だけでなく、家庭、教育・保育などの事業関係者、市民をはじめとする市民活動団体や地域団体、企業などとの連携により子育て支援を推進していきます。それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を活かしたきめ細やかな取組を行うことで、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりを目指します。

#### (1) 「家庭」の役割

##### ① 育む責務

全ての子どもにとって、家庭は日常の原点であり、体と心が最も休まる場所です。家族はそのような良い家庭づくりに努め、あわせて子どもの人権を尊重し、たくさんの愛情と強い責任感を持ちつつ、わが子を健やかに育む第一義的責務を有しています。

##### ② 生きる強さの付与

家庭においては、子どもが自立して社会に適応できるよう、基本的な生活習慣や必ず守るべきルールを身につけさせることが不可欠です。また、人生の悲喜などを共にしつつ、生きる強さを身につけさせることが、これまで以上に求められています。

#### (2) 「行政（市）」の役割

##### ① 旗振り、取組の実行

家庭が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、その責任を果たせるよう、子どもや子育て家庭を支援していくことが求められます。地域における子育て支援の中心（旗振り）として、関係者と連携を取りながら、中長期先を見据えたビジョン（※）のもと、未来に向けて様々な施策と取組を実施していく必要があります。

※本計画等を指す。

##### ② 全体の調整

子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた環境や子育て支援が提供されることが求められます。子どもの発達段階に応じた環境の適正や環境間のつながりなど、行政側で調整していくことが重要です。

特に、教育・保育サービスについては、その内容の適正さや配置の妥当性などを常に把握・点検し、適切な水準で提供し続けることが求められます。

##### ③ 切れ目のない支援

今後も家庭における子育てが基本であることから、家庭の妊娠・出産・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく、必要な支援を行うことが求められます。

#### (3) 「教育・保育などの事業関係者」の役割

##### ① 質の向上

幼児期は、基本的な身体機能や運動機能の発達をはじめ、豊かな感性や自我、主体

性のほか、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。その間における子どもの健やかな発達を保障するため、子どもの適性或成長過程などを的確にとらえた、質の高い教育・保育サービスの提供が求められます。

## ② 個の尊重

子どもの安全安心を最優先にする一方、その子の思いや感情表現を大切にしながら、寄り添い向き合う教育・保育が一段と重要になってきています。

## ③ 研鑽努力

働く母親の増加や核家族化の進行など、子育てを取り巻く環境が変化する中、多様な保育ニーズに機敏で柔軟に応じることができるよう、教育・保育に関わる者の自己研鑽が求められます。

## (4) 「地域（市民や市民活動団体、地域団体、企業など）」の役割

### ① 共通の心がけ

次代を担う子どもを育むことが地域社会にとって大切な課題との認識のもと、子どもとともに子育て家庭を気づかい、見守り、支えることを市民共通の心がけとする必要があります。

### ② 身近な隣人として

かつてはほかの子を諭し、しつけることが当然であったように、身近な隣人として、子育て中の家庭の気持ちを受け止め、寄り添い、支えていくほか、子どもに対しては地域の文化や社会のルールを引き継いでいくことが求められます。

### ③ 企業の理解

事業所によっては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場環境づくりや雇用環境の整備を行うことが求められます。

## (5) 関係者間の具体的連携

家庭、行政（市）、教育・保育などの事業関係者、地域の4者は、子ども・子育て会議を中核として連携を図ります。

また、特定の者と市とによる個別対応が必要なケースでは、2者による連絡協議の場を設け、特定施設の設置を検討するようなケースでは、機動的に対応できるよう、必要により作業部会（ワーキング）を設置します。

## 2 計画の進行管理

### (1) 取組の進捗管理など

前章でまとめた54の取組について、各年度において、各取組の実施状況を点検、評価し、その実施状況を公表するなど、計画的な進行管理と取組内容の改善を行います

取組の実施状況や評価については、子ども・子育て会議で説明を行い、その内容に同意を得た後に公表等するものとします。

### (2) 計画の変更について

本計画の内容に変更の必要が生じたときは、子ども・子育て会議の同意を得た場合に限って、変更が行えるものとします。